

高度化促進補助金（組織化）交付要綱

（目的）

第1条 福岡市内の中小企業者が本市産業の高度化及び中小企業の健全な発展に資するため、福岡市中小企業振興条例（昭和48年3月31日条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する協同組合等（以下「協同組合等」という。）を組織化したときに、条例第4条及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和48年3月31日規則第13号。以下「施行規則」という。）第3条の規定に基づき交付する補助金については、条例、施行規則及び福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（公募）

第2条 この要綱に規定する補助金の交付対象者は、公募により募集する。

（交付の対象事業）

第3条 補助金は、条例第2条第2号に規定する協同組合等を組織化した場合、別表に掲げる費用の一部について施行規則第3条で定める額を上限として、予算の範囲内において交付する。

（対象者の要件）

第4条 この要綱で補助金の交付を受けることができる者は、施行規則第2条第1項各号に掲げる要件を備える協同組合等とする。

2 前項の規定による協同組合等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金の交付を受けられない。

- (1) 本市の市税に係る徴収金に滞納があるもの
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (3) その役員のうち暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員がいるもの
- (4) その役員のうち暴排条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいるもの

（申請）

第5条 この要綱に規定する補助金の交付を受けようとする者は、施行規則に定める様式第1号により、交付申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、本事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請団体に対し当該申請団体の役員の名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報について、別紙様式1により提出を求めることができる。

（その他）

第6条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(決済日 平成 17 年 3 月 31 日、文書番号 未採番)

附則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(決済日 平成 18 年 3 月 31 日、文書番号 未採番)

附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(決済日 平成 23 年 3 月 31 日、文書番号 経創経第 9 号)

附則 この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

【別表】

区分	事業区分	補助対象経費	
		費用区分	備考
高度化促進 (組織化)	高度化促進 (組織化)	会議費 登録諸経費 設立事務代行費 事務費等	会場費等 登記、印紙代 印鑑代等 組織化に必要な事務経費
	その他	その他の経費	その他、福岡市長が特に必要と認める経費

様式 1

役員名簿

役職名	フリガナ	性別	生年月日	
	氏名			
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日

この役員名簿により収集した個人情報について、暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

団体名
所 在
代表者 氏名

印